

田原市文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第21号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）又は田原市文化財保護条例（昭和52年田原町条例第19号）の定めにより指定を受けた文化財の所有者及び管理者（以下「補助事業者」という。）が行う文化財保存事業の実施に要する経費に対し、当該年度の予算の範囲内において、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の事業内容等及び補助率は、別表のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3条 前条第1項に規定する各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、文化財保存事業費補助金交付申請書（様式1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助事業者に文化財保存事業費補助金交付決定通知書（様式2号）により通知するものとする。この場合において、条件を付したときは、併せてその条件を通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は第5条の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、文化財保存事業変更等申請書（様式3号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更決定の通知)

第 8 条 市長は、文化財保存事業変更等申請書を受理したときは、第 5 条及び第 6 条の例により、文化財保存事業変更等決定通知書（様式 4 号）により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができな
いと見込まれる場合はその理由、補助事業の遂行が困難となった場合は
その理由、遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けな
ければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、報告を求めら
れた場合は、補助事業遂行状況報告書（様式 5 号）を市長に提出しなけ
ればならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、市長の指定した期日までに文化財保存事業費実
績報告書（様式 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承
認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 20 日間を経過し
た日又は申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までとす
る。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、補助事業費実績報告書を受理したときは、書類の審査
及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付決定の内
容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金
の額を確定して補助事業者に文化財保存事業費補助金確定通知書（様式
7 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後、文化財保存事
業費補助金請求書（様式 8 号）の提出により交付するものとする。ただ
し、市長が特別な理由があると認めたときは、文化財保存事業費補助金

概算・前金払請求書（様式9号）に基づき、補助金の全部又は一部を概算又は前金により事業者に交付することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- （2）補助金を他の用途に使用した場合
- （3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- （4）実支出額が補助対象費に比べて減少した場合
- （5）市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- （6）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

（遅延利息）

第16条 補助金の返還を命じられた補助事業者が、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問をすることができる。

（適用の特例）

第19条 市指定文化財における補助事業を着手した後、文化財の指定区分の変更があった場合は、当該補助事業完了までは市指定文化財とみなし、この要綱の適用を受ける。

2 国又は県の補助金によって市長が間接補助事業者となる場合について

は、別に要綱を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

指定の別	事業名	事業内容	補助条件	交付の対象	補助対象経費	補助率	
国指定文化財	文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理 ・環境整備 ・保護増殖 ・公開 ・指定文化財管理費（防災施設の保守点検、防虫、防蟻等小修理、名勝庭園等の荒廃防止、民家の環境保全、美術工芸品の殺虫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の設置及び建設 ・保存調査 ・伝承 ・記録作成 	国の補助対象事業となった事業	所保管有者 管存団 理体 者	国が補助対象経費と認めた経費	国庫補助対象経費の10分の1以内 （県補助率と同額） 指定文化財管理費については2分の1
県指定文化財	文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理 ・環境整備 ・公開 ・記録作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の設置 ・保護増殖 ・伝承 	県の補助対象事業となった事業	所保管有者 管存団 理体 者	県が補助対象経費と認めた経費	（県費補助対象経費－県費補助金）の3分の1
	保存施設建設	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設		県の補助対象事業となった事業	所保管有者 管存団 理体 者	県が補助対象経費と認めた経費	（県費補助対象経費－県費補助金）の3分の1
市指定文化財	文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理 ・環境整備 ・伝承 ・記録作成 上記に準ずると市長が特に認めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の設置 ・保護増殖 ・公開 	1 緊急かつ必要性があること 2 補助事業経費の財源があること 3 同一年度内に事業が完了すること	所保管有者 管存団 理体 者	賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・工事請負費・備品費	2分の1以内
	保存施設建設	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設		同上 防災設備を有すること	所保管有者 管存団 理体 者	委託料・工事請負費	2分の1以内

様式1号（第4条関係）

文化財保存事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所

氏名

平成 年度文化財保存事業について、補助金の交付を受けたいので、
田原市文化財保存事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 文化財の種別、名称
- 2 事業名
- 3 事業の実施に要する経費 金 円
- 4 補助金の交付申請額 金 円
- 5 事業の実施方法 直営・請負・委託
- 6 事業の実施予定期間 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日
- 7 その他参考となる事項

（添付書類）

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書及び所要経費明細書
- 3 その他参考となる資料

事業計画書

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 事業実施の具体的な方法
- 4 事業の内容

(注) 修理、施設建設等工事を実施する場合は別に工事仕様書及び設計図を添付する。

事業にかかる収支予算書

(収入)

区 分	収入予定額(円)		計(円)	備 考
合 計				

(支出)

区 分	支出予定額(円)		計(円)	備 考
合 計				

様式 2 号（第 6 条関係）

文化財保存事業費補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

田原市長

印

平成 年 月 日付け第 号で交付申請のあった、平成 年度文化財保存事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
平成 年 月 日付による申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式 3 号（第 7 条関係）

文化財保存事業変更等申請書

第 号
平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所

氏名

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について下記のとおり変更等をしたいので、承認してください。

記

1 事業名

2 事業の内容を変更しようとする理由

3 変更しようとする事業の内容

4 補助金交付申請額（変更後の総額）金 円

（添付書類）

1 事業計画書

2 収支予算書及び所要経費明細書

3 その他参考となる資料

事業にかかる収支予算書

(収入)

区 分	変更前 収入予定額(円)	変更後 収入予定額(円)	増減(円)	備 考
合 計				

(支出)

区 分	変更前 支出予定額(円)	変更後 支出予定額(円)	増減(円)	備 考
合 計				

所要経費明細書

(科目)

区分	摘要	員数	単価	金額	備考

※変更後の内容で記入する。

様式 4 号（第 8 条関係）

文化財保存事業変更等決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

田原市長

平成 年度文化財保存事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

補助事業状況報告書

平成 第 年 月 日
第 号

田原市長 殿

補助事業者

住所

氏名

平成 年度文化財保存事業費補助金の交付を受けて施行中の補助事業
について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業施行の場所及び工事施工者
- 3 工事施工者の指定方法
- 4 補助事業の進行状況
補助事業着手年月日 平成 年 月 日
補助事業完了予定年月日 平成 年 月 日

（添付書類）

- 1 契約書の写し
- 2 所要経費明細書
- 3 その他参考となる資料

様式 6 号（第 1 2 条関係）

文化財保存事業費実績報告書

第 号
平成 年 月 日

田原市長 殿

補助事業者

住所

氏名

平成 年 月 日付け田文第 号により補助金の交付を受けて
実施した文化財保存事業について田原市文化財保存事業費補助金交付要綱
第 1 2 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間 着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日
- 3 補助事業に要した経費 金 円
- 4 補助金の交付決定額 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業実施書
 - (2) 補助事業にかかる収支決算書
 - (3) 支出内訳明細書
 - (4) 補助金交付決定通知書の写し
 - (5) 補助事業を実施した経過並びに効果を示す書類及び写真等
 - (6) 補助事業完了届

補 助 事 業 実 施 書

1 補助事業の名称

2 補助事業実施の具体的方法

3 補助事業の実施期日

施 行 部 目	着手年月日	完了年月日

4 補助事業の実施内容

(注) 修理、施設建設等工事を実施した場合は、別に実施仕様書実施図面を添付すること。

補助事業にかかる収支決算書

(収入)

区 分	予算額(円)	決算額(円)	備考(増減理由)
合 計			

(支出)

区 分	予算額(円)	決算額(円)	備考(増減理由)
合 計			

補 助 事 業 完 了 届

平成 年 月 日

田原市長 殿

補助事業者

住所

氏名

下記のとおり補助事業が完了しましたのでお届けします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了
- 3 補助金の交付決定額 金 円

様式7号（第13条関係）

文化財保存事業費補助金確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

田原市長

印

平成 年 月 日付第 号で実績報告のあった、平成 年度文化財保存事業費補助金については、下記のとおり補助金額を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

確定の基礎となった事業費	金	円
交付決定通知額	金	円
交付確定額	金	円

様式 8 号（第 1 4 条関係）

文化財保存事業費補助金請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所

氏名

平成 年度文化財保存事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

様式 9 号（第 1 4 条関係）

文化財保存事業費補助金概算・前金払請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者

住所

氏名

平成 年度文化財保存事業の補助金の概算・前金払を下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 交付決定(変更交付決定額)額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金払請求額 | 金 | 円 |

(添付書類)

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料